

東京都公報

発行
東京都

目次

11

規程(交)

- 一 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………
- 一 東京都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程……………
- 二 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………
- 二 東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………
- 二 東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程……………
- 二 東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程……………
- 三 東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………
- 三 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………
- 四 東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………
- 四 東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程……………
- 四 東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程……………

規程(交)

- 五 〇深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程……………
- 六 〇東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………
- 六 〇東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………
- 六 〇東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………

●交通局規程第十五号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程(昭和二十七年交通局規程第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局南千住自動車営業所の項中「上第二十六号系統、門第三十三号系統及びAL第一号系統」を「及び上第二十六号系統」に改め、同表東京都交通局江戸川自動車営業所の項中「平第二十三号系統」の下に「平第二十八号系統」を加える。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●交通局規程第十六号

東京都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程

東京都営交通無料乗車券発行規程(昭和三十九年交通局規程第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「PASMO(モバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。)」を「PASMO(モバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。及び障がい者PASMO)」に改める。

第三条の二中「定期乗車券」の下に「又は企画乗車券」を加える。

第十二条中「東京都内に居住し」を「東京都の区域内に住所を有し」に改める。

第十五条に見出しとして「(準用)」を付し、同条に次の一項を加える。

2 この規程に定めのない事項については、東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)、東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)、東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号)、東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年交通局規程第三十一号)、東京都電車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第三号)、東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)、東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)、東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程

(平成二十年交通局規程第三十二号)、東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)、東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十三号)、東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十四号)及び東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十五号)の規定を準用する。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第十七号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「又は東京都電車モバイルIC端末取扱規程」を、「東京都電車モバイルIC端末取扱規程」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「又は東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)に定める障害者用ICカード」を加える。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第十八号

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「ICカード乗車券」を「ICカード」に改め、

同条第六項中「東京都電車条例施行規程」の下に「昭和三十九年交通局規程第三十七号。」を加える。

第三条第十五号の二中「及び東日本旅客鉄道株式会社」を削る。

第五条第二項中「又は東京都電車モバイルIC端末取扱規程」を、「東京都電車モバイルIC端末取扱規程」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「又は東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)に定める障害者用ICカード」を加える。

第十三条第一項中「当該乗車区間の」を削る。

第二十五条第一項第二号中「ICカード乗車券」を「ICカード」に改める。

第二十六条第三項中「ICカード乗車券」を「ICカード」に改める。

第二十九条第一項を削り、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「実際の乗車区間の」を削り、同項を同

条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第三十条第二項中「定期乗車券の区間外又は」を削り、

「若しくは」を「又は」に改める。

第三十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十二条第二項中「当該IC企画乗車券発行者においてIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC企画乗車券を」に改める。

第四十三条第二項中「当該IC企画乗車券発行者にて」を「当該IC企画乗車券発行者においてIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC企画乗車券を」に改める。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第十九号

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車外国人向けICカード取扱規程(令和元年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「又は東京都電車モバイルIC端末取扱規程」を、「東京都電車モバイルIC端末取扱規程」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「又は東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)に定める障害者用ICカード」を加える。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十号

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「その他」を削り、「ついでには」の下に「、法令、東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号。以下「施行規程」という。)」を加える。

第五条第二項中「又はモバイルIC端末」を「、モバイルIC端末」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「又は東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)に定める障害者用ICカード」を加える。

第八条の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第四項中「モバイルICSF」を「モバイルIC端末」に改める。

第十四条中「東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号。以下「施行規程」という。)」を「施行規程」に改める。

第十六条第四項中「取扱い」の下に「その他コンピュー

タシステム処理」を加える。

第十八条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第十八条の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条第四項中「取扱い」の下に「その他コンピュータシステム処理」を加える。

第二十八条第七項を削る。

第二十九条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条中「第十一条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第三十一条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十一号

東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに東京都電車モバイルIC端末取扱規程」を「、東京都電車モバイルIC端末取扱規程」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「並びに東京都電車障害

者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号。以下「障害者用IC規程」という。))に定める障害者用ICカード」を加える。

第一条の二中「及びモバイルIC規程」を「、モバイルIC規程及び障害者用IC規程」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

四 障害者用IC規程第二条第一項各号に定める障害者用ICカード

第六条第二項に次の一号を加える。

四 障害者用IC規程第三条第一項第五号の障害者ICカード及び同項第六号の介護者ICカード

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十二号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、別表第一の三に掲げる運行系統においては百十円」を削り、同条第二項中「一枚のICカード

(」を削り、「及び東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程」を「、東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程」に改め、「。以下「外国人向けIC規程」と

いう。」を削り、「を総称するという。以下同じ。）又は東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程」を、「東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「又は東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程（令和五年交通局規程第三十三号）に定める障害者用ICカード（以下「ICカード等」と総称する。）を使用して、一つのICカード等」を加え、「別表第一の三に掲げる運行系統においては百六円」を削る。

第九条中「一枚のICカード」を「一つのICカード等」に改める。

第十一条の三中「特定モバイルIC定期乗車券」の下に「並びに障害者用IC規程第十九条に規定する障害者用IC定期乗車券」を加える。

第二十八条中「株式会社」とバス各認定案内所（特殊定期乗車券に限る。）を削る。

第四十二条ただし書を削る。

第五十八条中「株式会社」とバス各認定案内所（特殊定期乗車券に限る。）を削る。

第五十八条の三第二項中「ICカード」の下に「等」を加える。

別表第一中「^①第一号系統、」及び「^②第七号系統」を削る。

別表第一の三を削る。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。ただし、第二十八条、第四十二条ただし書及び第五十八条の改正規定は公布の日から、第八条第一項及び第二項（別表第一の三に係る部分に限る。）並びに別表第一及び別表第一の三

の改正規定は同年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十三号

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部

を改正する規程

東京都乗合自動車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の二中「及び東日本旅客鉄道株式会社」を削る。

第五条第二項中「又は東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程」を、「東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「又は東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程（令和五年交通局規程第三十三号）に定める障害者用ICカード」を加える。

第十三条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第四十二条第二項中「当該企画乗車券発行者にて」を「当該企画乗車券発行者においてIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC企画乗車券」に改め、同項第一号中「IC定期乗車券」を「IC企画乗車券」に改める。

第四十三条第二項中「当該企画乗車券発行者にて」を「当該企画乗車券発行者においてIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC企画乗車券」に改め、同項第一号中「IC定期乗車券」を「IC企画乗車券」に改める。

第四十三条第二項中「当該企画乗車券発行者にて」を「当該企画乗車券発行者においてIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC企画乗車券」に改め、同項第一号中「IC定期乗車券」を「IC企画乗車券」に改める。

第四十三条第二項中「当該企画乗車券発行者にて」を「当該企画乗車券発行者においてIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC企画乗車券」に改め、同項第一号中「IC定期乗車券」を「IC企画乗車券」に改める。

第四十三条第二項中「当該企画乗車券発行者にて」を「当該企画乗車券発行者においてIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC企画乗車券」に改め、同項第一号中「IC定期乗車券」を「IC企画乗車券」に改める。

を」に改める。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十四号

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱

規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「又は東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程」を、「東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「又は東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程（令和五年交通局規程第三十三号）に定める障害者用ICカード」を加える。

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十五号

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「その他」を削り、「ついでには」の下に「、法令、東京都交通局一般乗合旅客自動車運送事業運送約款(以下「運送約款」という。)」を加える。

第五条第二項中「又はモバイルIC端末」を「、モバイルIC端末」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「又は東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十三号)に定める障害者用ICカード」を加える。

第八条の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第五項中「モバイルICSF」を「モバイルIC端末」に改める。

第十六条第四項中「取扱い」の下に「その他コンピュータシステム処理」を加える。

第十八条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第十八条の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条第四項中「取扱い」の下に「その他コンピュータシステム処理」を加える。

第二十八条第七項を削る。

第二十九条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条中「第十一条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第三十一条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十六号

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程(昭和六十三年交通局規程第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

第四条 次の各号に規定する定期乗車券で当該区間に有効なものを持する旅客が、これを提示して深夜バスに乗車する場合の旅客運賃は、深夜バスの旅客運賃と東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号。以下「施行規程」という。)第八条、第九条の二及び第十八条第一項に規定する旅客運賃との差額とする。

一 施行規程第二十二条

二 東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)第三条第十一号から第十五号まで

三 東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号)第三条第一項第七号又は第十五号

四 東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十三号)第三条第一項第十号から第十二号まで

五 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程(昭和六十三年交通局規程第四十六号)第五条第一号

又は第三号

第四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に規定する乗車券で当日に有効なもの(午前四時前までは、前日に有効なものを含む。)を持する旅客が、これを提示して深夜バスに乗車する場合の旅客運賃は、前項の規定に準じて取り扱う。

一 東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程(平成十年交通局規程第四十九号)に基づいて発売した乗車券

二 東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号)に基づいて発売した乗車券

三 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十二年交通局規程第十六号)に基づいて発売した乗車券

四 東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)に基づいて発売した乗車券

五 東京都交通局記念乗車券規程(昭和六十年交通局規程第四十一号)第三条第一号、第一号の三又は第四号

六 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里

・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社線等との連絡運輸に関する規程（昭和六十二年交通局規程第八号）第五条各号

別表深夜第3号系統の項中「午後11時15分」を「午後11時36分」に改める。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十七号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程（平成十九年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程」を、「東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程」に改め、「モバイルIC特定端末」の下に「並びに東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程（令和五年交通局規程第三十三号。以下「障害者用IC規程」という。）に定める障害者用ICカード」を加える。

第六条第一項中「並びにモバイルIC規程第三条第一項第三号に定めるモバイルIC端末」を、「モバイルIC規程第三条第一項第三号に定めるモバイルIC端末」に改め、

「第十一号に定めるモバイルIC特定端末」の下に「並びに障害者用IC規程第二条第一項に定める障害者用ICカード」を加え、「並びにモバイルIC規程第三条第一項第三号のモバイルIC端末」を、「モバイルIC規程第三条第一項第三号のモバイルIC端末」に改め、「第十一号のモバイルIC特定端末」の下に「並びに障害者用IC規程第三条第一項第五号の障害者ICカード及び第六号の介護者ICカード」を加える。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十八号

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「地下高速電車」の下に「線内」を加え、同条第二項中「各IC鉄道事業者相互間」を「前項に規定する旅客が地下高速電車を含むIC鉄道事業者相互間」に改め、同項第一号を次のように改める。
一 前条第一項から第五項までの規定により算出する片道普通旅客運賃相当額又は片道普通旅客運賃から五割を減じた額をSF残額から減額する。

第十八条第二項第二号中「二以上」を「旅客は、二以上」に改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、前項に定める割引と前条第五項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十九号

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「ライナー」の下に「線内」を加え、同条第二項中「各IC鉄道事業者相互間」を「前項に規定する旅客がライナーを含むIC鉄道事業者相互間」に改め、同項第一号を次のように改める。
一 前条第一項から第五項までの規定により算出する片道普通旅客運賃相当額又は片道普通旅客運賃から五割を減じた額をSF残額から減額する。
第十八条第二項第二号中「二以上」を「旅客は、二以上」に改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、前項に定める割引と前条第五項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。

附 則
この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

